

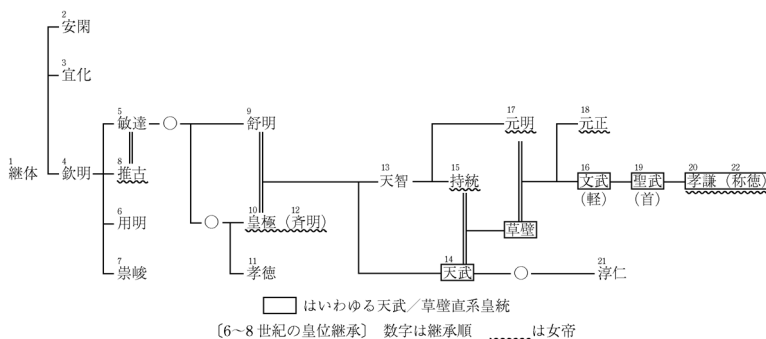
報告

持統王権の歴史的意義——史料を読み解く視点——

義江明子

はじめに

ただいまご紹介いただきました、義江明子です。私は古代氏族の構造から研究をスタートさせ、そこから派生して、系譜様式の研究を長年やってきました。私の意識では、それらは女性史研究のための基礎研究として位置づけられています。一〇年ほど前に執筆を依頼されたことをきっかけに女帝論に手をそめることになったのですが、やり始めてみて、これは氏族研究・系譜研究と女性史研究がクロスする重要な論点だということがわかりました。にもかかわらず、従来の女帝論は専ら皇位継承論としてのみなされて、氏族研究・女性史研究の観点が欠けている、ということもあわせて痛感したのです。そんなところから、本日のテーマである「持統王権」についても自分なりの考え方を持つようになりました。今日は種々、批判の御意見をいただけるといふことで、嬉しくも恐ろしい気持ち一杯です。貴重な機会を与えていただき、大平さん、遠藤さん、中野渡さん、そしてコーディネーターの鈴木さんに、厚く感謝



申し上げます。

〔持統の血統〕

まず、持統の血統・略歴・事蹟についてあらましをお話ししておきたいと思えます。系図〔6~8世紀の皇位継承〕をごらんください。持統は天智天皇の娘で、叔父にあたる大海人＝天武のキサキとなり、草壁を生みます。壬申の乱に勝利した大海人が即位すると、その皇后になり、ともに政治を行いました。持統の母は蘇我石川麻呂の娘ですから、持統はいわゆる蘇我系キサキということになります。蘇我氏は六世紀の欽明天皇以降、キサキを出す氏として大きな政治的勢力・経済力を持っており、そのことは六四五年の乙巳の変で蘇我蝦夷・入鹿父子が滅んだあとも、変わりません。ですから、持統は父方母方のどちらからいっても、血統的には申し分のない位置にあつたことになります。

〔即位事情〕

六八六年に天武が没したあと臨朝称制、つまり正式の即位はせずに天皇としての権力を行使し、ただちに大津皇子を謀反事件で葬り去ります。そして、四年後の六九〇年に即位儀式を行い、六九七年に孫の文武に位を譲り、ひきつづき文武とともに「並び坐して」天下を治め、七〇二年に太上天皇として亡くなりました。臨朝称制時の年齢は四二歳、亡くなったのは五八歳です。当時、天皇となるには

年齢と経験が重視され、平均的即位年齢は四〇歳以上でしたから（仁藤二〇〇三）、年齢の点でも、持統は天皇となるに充分な条件を備えていたことがわかります。女帝の先例としても、すでに推古と皇極（再度即位して斉明）の三代二名の女帝が、持統の前に存在しています。

彼女の死後の日本風の諡^一和風諡号は、「大倭根子天野広野日女」、『日本書紀』では「高天原広野姫」です。どちらにしても、神話的権威を背景に堂々と天下を治めた王者であったことを示す諡です。ちなみに持統という漢字二字の諡^二漢風諡号は、奈良時代の後半につけられたもので、「統を持す」、つまり「皇統をつなぎ保った」天皇という、後世の評価を表しています。ここにみられる、和風諡号と漢風諡号のズレ、つまり、持統治世の直後と、奈良時代も後半になってからの持統に対する評価の変化に、注意しておいていただきたいと思えます。

〔事績〕

持統の事蹟としては、まず、最初の体系的な中国的法典である飛鳥浄御原令、ついで律と令の両方が備わった大宝律令の編纂をあげることができます。また、条坊を備えた最初の中国的都城である藤原京を造営し、大宝令では讓位後の天皇が現天皇と同等の権能を有する太上天皇の制度を定めて、自らが最初の太上天皇となりました。晩年には、天武の治政中には途絶えていた遣唐使の再開へと、大きく外交の方針を転換します。また、六九〇年の即位儀は王権の強化を示す画期的なもので、その背景をなす高天原神話の完成も、持統の頃と考えられています。

このようにみえてくると、持統は、まさに最強の女帝とみえます。では、なぜ天武の死後すぐに即位しなかったのでしょうか。通説のように、息子の草壁が即位するまでのつなぎとしてとりあえず称制したものの、草壁が二八歳の若さで死んでしまったので、やむなくその翌年に即位し、孫の軽（文武）の成長を待った、という理解で良いのでしょうか。

うか。持統のさまざまな事蹟は、全て天武の政策を継承したものでしょうか。あるいは藤原不比等の功績に帰すべきものなのでしょうか。いろいろな疑問が湧いてきます。

そこで以下、一で持統の事蹟の意義の再検討、二でいわゆる「草壁直系皇統」という觀念の形成過程、三で持統を含む古代女帝の存在を社会全体の特質との関わりでどう理解すべきか、という順序で述べていきたいと思います。本報告は、従来の通説にとられない柔軟な視点によって持統王権の再評価を行うことを意図しています。サブタイトルの「史料を読み解く視点」は、中でも特に二での『日本書紀』『統日本紀』の記事の批判的読み直しに、密接に関わります。

一 持統の事蹟の意義

(一) かつての通説

持統について書かれた古典的著作として、直木孝次郎氏の『持統天皇』があります。そこには次のように書かれています。

彼女の政治的行動のすべてが、権力意志とか国家的利害とかで決定されたのではなく、夫を守り、わが子を保護するという妻として母としての立場から出た場合も、少なくともあった……彼女のすぐれた政治家としての才能が、個人的・家族的な感情を統制して、愛情のために政治の方針を誤ることから彼女を救った」(直木一九六〇、一九六頁)

持統のすぐれた政治的能力・業績は充分に認めつつも、それは多分に「妻」「母」としての行動だったとみるので

す。直木氏の著書は一九六〇年のものですが、優れた概説書として、現在でも通説の基礎となっています。けれども持統の治世の基本政策をみていくと、夫天武のやり残したことをしあげた、とばかりはいえない面がみえてきます。

(2) 律令・外交にみる転換

(イ) 飛鳥浄御原令(六八九年)～大宝律令(七〇一年)

まず、律令について考えます。近年の研究動向として、韓国出土木簡の増加や、中国での北宋天聖令の発見などの成果を踏まえて、六八九年の飛鳥浄御原令には朝鮮諸国および隋唐以前の中国南北朝の制度の影響が濃厚にみられること(鈴木二〇〇八)、それに対して七〇一年の大宝令は唐令を体系的に摂取したもの、として両者の違いが強調されています(大隅二〇〇八・榎本二〇一一)。このような大きな転換をともなう法典編纂には、当然、長い準備期間が必要です。

晩年の持統は、大宝令制定の直後から、東国に行幸を行い、調庸を免除するなど、七〇二年一二月になくなる直前まで、積極的に新令宣布につながる行動をとっています。大宝律令のモデルになったのは六五一年の唐永徽律令で、かつて遣唐使の一員として唐に派遣され六八四年に帰国した土師宿禰甥・白猪史宝然等が、大宝律令の編纂に参加しています。また、大宝律令編纂事業の中心を担った藤原不比等が政界で急速に抬頭するのは、持統の治世の後半、文武に譲位する直前の六九六年頃からです。

飛鳥浄御原令の編纂は天武の時から始まり、それを持統がうけつぎ完成したといわれますが、以上に見てきたところからわかるように、持統はそこにとどまることなく、さらに大きな一歩をすすめる転換を実行したのです。

(ロ) 遣唐使再開(七〇一年)

次に、遣唐使の再開について考えてみます。大宝元(七〇一)年一月に遣唐使の任命があり、翌年の六月に出航しました。持統の死はその半年後です。遣唐使は、六六三年の白村江敗戦をはさみ中断していたので、三〇数年ぶりの派遣です。中断していた間は、倭はもっぱら新羅と通交していました。七〇一年に再開された遣唐使は、倭国あらため「日本」の国号を唐に披露して時の皇帝武則天の承認を得、我が国の東アジア国際世界への再登場をなすとげるといふ、重大な使命を果たして帰国します。

(イ)と(ロ)の二つの国家政策の方向は共通しています。朝鮮新羅を介してではなく、中国唐と直接向きあう方向への大きな転換であり、いずれも支配層内部での真剣な検討と長期の準備期間を要する事柄です。不比等が実際の政策遂行を中心的に担ったとしても、最高統治者である持統をたなあげにして実行できるような事柄ではありません。持統は、天武のやり残した政策をうけつぎ、深化させ完成し、さらにそこにとどまらず、中国と直接向きあう方向に大きく転換し、大宝律令編纂・遣唐使派遣までを、不比等を登用し実現した、とみるべきでしょう(義江二〇一四、九二頁)。

(3) 即位儀・高天原神話にみる達成

(イ) 群臣推戴からの転換を画す即位儀

倭国の王権の基本的構造として、群臣⇨有力豪族が大王を選出し、新大王が群臣を任命⇨承認するというシステムのあったことが、吉村武彦氏によって明かにされています(吉村一九八九)。次の史料(A)(B)をごらんください。

(A) 『日本書紀』継体元年正月〜二月

枝孫を妙しく簡ぶに、賢者は唯、男大迹王のみ。……大伴金村大連、乃ち跪きて、天子の鏡劔璽符を上り再拜す。……男大迹天皇曰く、「大臣大連、将相諸臣、咸、寡人を推す。寡人、敢えて乖じ」と。乃ち璽符を受く。是日。即天皇位す。大伴金村大連を以て大連と為し、許勢男人大臣を大臣と為し、物部麁鹿火大連を大連と為すこと、並に故の如し。是を以て大臣大連等、各職位に依る。

(B) 『日本書紀』欽明即位前紀

余、幼年(三一歳か)にして淺識、未だ政事に閑わず。山田皇后(先帝の皇后)、明に百揆に閑えり。請う、就て決せよ。 ……()の補記は義江

(A) からは、群臣が血統的な複数候補者の中から賢者を「えらび」、推戴にあたっては、その象徴として、群臣の筆頭者(この場合は大伴金村)が鏡・劍等のレガリアを奉呈し、王となるべき者はそれを受けて即位する、というしくみがわかります。さきほども述べましたが、六〜七世紀の大王の即位年令はほぼ四〇歳以上であることを、仁藤敦史氏が明かにしています(仁藤二〇〇三、三〇六頁)。(B) からは、三一歳の男性は、当時の大王即位年令としては「幼年」だったこと、それよりは前王のキサキの方が国政経験豊かで王たるにふさわしい、とする通念のあったことがわかります。

こうした伝統的システムが、持統即位儀では画期的に転換したことが、溝口睦子氏・熊谷公男氏等によって解明されています。六九〇年に行われた持統即位儀では、「神の依さし」(委任)をうけて即位した持統に、忌部が職務とし

て「神璽」たるレガリアを奉呈し（溝口一九九〇、二八一頁）、そののち、群臣が持統を神として拝礼する儀礼が行われ、即ち（熊谷二〇〇二、二〇頁）。つまり、推戴の象徴としてのレガリアをうけて即位するのではなく、即位して王となった持統に、儀式の一環としてレガリアが奉呈される、という流れに転換したのです。群臣推戴を骨抜きにする儀式がここで成立した、といえます。

(ロ) 神話的継承観から血統的継承観へ

次の史料をごらんください。

(C) 『続日本紀』文武元年（六九七）

詔して曰わく、現御神と大八嶋国知らしめす天皇〔文武〕が大命らまと詔りたまう大命を、集り侍る皇子等・王等・百官人等、天下公民、諸聞きたまえと詔る。

高天原に事始めて、遠天皇祖の御世、中・今に至るまでに、天皇が御子の阿礼坐さむいや継々に、大八嶋国知らさん次と、天つ神の御子ながらも、天に坐す神の依し奉りし隨に、この天津日嗣高御座の業と、現御神と大八嶋国知らしめす倭根子天皇命〔持統〕の、授け賜い負せ賜う貴き高き厚き大命を受け賜り恐み坐して、この食国天下を調べ賜い平げ賜い、天下の公民を恵び賜い撫で賜わんととも、神ながら思しめさくと詔りたまう天皇〔文武〕が大命を、諸聞きたまえと詔る。

(ハ) 内の天皇名は義江補記

これは文武即位宣命です。ここで持統は、「高天原に由来する「天つ神の御子」として「神の依さし」を受け「現

御神」として統治した王”、という長々しい称号で語られています。背景となる高天原神話の完成は天武持統朝の頃です。高天原の神々の委任をうけ王となった持統が、文武に皇位を「授け」たので、文武は即位する、というのがこの宣命の内容です（神野志一九九七、二九四頁）。

ここにみえる「天皇が御子の阿礼坐さむいや継々」という文言は、血統的連続の意味で理解されがちですが、それは違うと思います。「アル」というのは、有名な賀茂の御阿礼祭りのことを考えてみてもわかるように、神が靈力を更新して新たに甦ることです。同様の観念が天武についても語られています。次の史料（D）をごらんください。

（D）『万葉集』一六七 「日並皇子尊の殯宮の時に、柿本朝臣人麻呂が作る歌」

天地の 初めの時 ひさかたの 天の河原に 八百万 千万神の 神集い 集い座して 神分り 分りし時に
天照らす 日女の命 天をば 知らしめすと 葦原の 瑞穂の国を 天地の 寄り合いの極み 知らしめす 神
の命と 天雲の 八重かき別きて 神下し いませまつりし 高照らす 日の皇子「天武」は 飛鳥の 浄の宮
に 神ながら 太敷きまして 天皇の 敷きます国と 天の原 石戸を開き 神あがり ありがり座しぬ
我が大君 皇子の命「草壁」の 天の下 知らしめしせば 春花の 貴くあらむと 望月の 満しけむと天の下
四方の人の 大船の 思ひ頼みて 天つ水 仰ぎて待つに いかさまに 思ほしめせか つれもなき 真弓の岡
に 宮柱 太敷きいまし みあらかを 高知りまして 朝言に 御言問はさぬ 日月の 数多くなりぬれ そこ
故に 皇子の宮人 ゆくへ知らずも

この歌の前半で天武は、神々のはからいによって天上から降臨し、飛鳥浄御原宮で神たる天皇として統治し、ふたび天にもどっていった、と詠われています（神野志一九九九、第六章）。壬申の乱を實力で勝ち抜いた天武は、「大君は神にしませば」といわれるカリスマ的権威を獲得しました。ただしこれは、天武の人格と分かちがたく結び付いた権威です。持統はそれを、神話体系の完成と即位宣命の創出によって、神話を背景とする天皇の神的権威として普遍化・体系化し、「現御神御宇天皇」を、以後代々の天皇の帯びる自称につくりあげました。即位宣命は『日本書紀』にはなく『続日本紀』の文武即位以降に表れます。熊谷公男氏は、先例のない若さの軽に讓位するには、讓位の正当性を天皇のコトバという形で群臣に伝える必要があった、として、文武の時に即位宣命が案出される必然性があったことを明確に指摘しています（熊谷二〇一〇、一九頁）。養老公式令の定める詔書冒頭の天皇表記は、「明神御宇日本天皇／明神御宇天皇／明神御大八州天皇」です。

持統の王としての地位は「神の依さし」によるものでしたが、文武の王としての地位は、ひたすら、「授け賜う」という持統の「譲り」の意志に依存しています。注意していただきたいのですが、(C)の文武即位宣命には、持統が天智の娘であり、天武の皇后であったこと、また、文武が草壁「皇太子」の子だから、あるいは持統の孫だから、といった血統的権威を示す文言は全くみられません。しかし、神話的繼承観を完成させた持統が、その権威を背景にわずか一五歳の文武に讓位したことは、あとで述べるように、次の段階での血統的繼承観への転換につながっていきます。

以上、一で述べてきたことをまとめると、持統は独自の国家理念をもつ統治者であり、王としての資質と実行力を大津打倒によって示し、群臣の支持を獲得し、周到な準備と神話的背景のもとに群臣推戴の伝統を骨抜きにする即位

儀を創始し、天武を乗り越える政策を強力に実現していった、ということになります。

ただ一つ、持統の弱点は、壬申の乱で活躍しなかったことです。戦いの間、持統は少年の草壁とともに桑名で待機していたからです。それに対して、軍事的指揮を天武からゆだねられた高市皇子の活躍は、貴族達の記憶に強く焼きつけられていました。そこで持統は、六八八年一月に天武の葬儀を終えた直後の六八九年一月から、吉野行幸を始めます。吉野は飛鳥の南方にそびえる古来の聖地であるとともに、そこで大海人が拳兵した、天武王権発祥の地です。六九〇年一月に即位儀を行うと、持統は高市を太政大臣に任命し、自分の片腕として取り込みます。以後も連年頻繁に吉野行幸（六九五年は五回）を繰り返し、さらに伊勢から東国への行幸も行って、いわば乱の記憶を「篡奪」し、六九六年七月に高市が死ぬと、待ちかねたように翌年の二月に東宮役人の任命があり（『積日本紀』ではこの時に皇太子となった、としています）、八月に軽に讓位します。持統治世の後半を支える藤原不比等が政権中枢部の一翼を担う地位に躍進するのは、高市の死の三ヶ月後です。

しかし、遠藤みどり氏が考察されているように、持統の権威と実力をもってしても、軽への讓位には群臣の承認が必要でした（遠藤二〇一〇、二二頁）。史料（E）をごらんください。

（E）『懷風藻』葛野王伝

高市皇子薨_する後、皇太后、王公卿士を禁中に引きて、日嗣を立つを謀る。時に群臣、各私好を挟み、衆議紛_ふたり。王子進み奏して曰く、「我が国家の法たるや、神代以来、子孫相承、以て天位を襲ぐ。若し兄弟相及ばば、則ち乱、此に従いて興る」と。

高市の死後、群臣会議が宮中で開かれ、貴族たちが「各私好を挟み」、つまりそれぞれ意中の皇子を次の天皇として推して紛糾したと、述べられています。「神代より子孫相承」というのは勿論史実ではありませんが、七二〇年奏上の『日本書紀』に文字として定着することになる皇統観が、上からの「正しい歴史」として貴族層に浸透していく過程をみてとることができません。

さてこのようにみていると、「草壁の即位を待ち称制したが、草壁の死でやむなく自ら即位し、孫につなげた」という通説が成り立つのか、私ははなはだ疑問に思わずにはいられません。若年でさしたる事績もない草壁に、持統の創始したような即位儀を実行し、群臣を心服させ、有無をいわせぬだけの権威が備わっていたでしょうか？ そもそも「草壁直系皇統」というのは、天武持統治世の当時において、自明の前提だったのででしょうか？

二 「草壁直系皇統」観の成立——『日本書紀』『統日本紀』をいかに読むか——

(一) 草壁は皇太子だったか？

(イ) 血統・年齢・資質・経験

草壁は「皇太子」だったかどうかについて、先入観を振り捨て、『日本書紀』の記事を再検討します。血統・年齢・資質・経験といった点で、天武没後の三人の有力皇子の条件を比較してみると、天智の娘を母とする草壁（二六歳）と大津（二五歳）は、血統的には同等ですが、草壁は皇后（持統）の子という点で優位にあり、経験では二人とも高市にはるかに劣ります。草壁の資質については、特に言及した史料がありません。草壁の死を悼む（D）の万葉歌の後半をみても「天下をお治めになっていたなら良かったのに」という舎人たちの歎きだけです。草壁より一歳年下の

大津は、言語明晰で学問に秀で「詩賦の興り、大津よりはしまれり」(『日本書紀』持統称制前紀朱鳥元年十月)とされるほどの文学的才能を持ち、「性頗る放蕩にして、法度に拘わらず。節を降して士を礼し、是に由りて人多く付託す」(『懷風藻』大津皇子伝)と、人望もあつたようです。資質では大津は草壁に勝っていたといえるでしょう。だからこそ、大津を倒して事前に抗争の芽を摘んだ持統は、王としての優れた資質を群臣に示せたことになりました。

高市(三三歳)は、壬申の乱を実際に戦った経験、そこで示した軍事的統率の資質で、二人にはるかに勝ります。『万葉集』一九九番の高市挽歌に「ちはやぶる 人を和せと まつろはぬ 国を治めと 皇子ながら 任けたまへば大御身に 大刀取り佩かし 大御手に 弓取り持たし 御軍士を あどもひたまひ」とあるように、その活躍ぶりは貴族豪族たちの記憶にもしっかりと焼き付けられていました。しかし、地方豪族である宗像氏の娘を母とするので、血統的には草壁・大津よりはるかに劣ります。つまり、三者ともに、天武没後ただちに即位する現実性は乏しかったといわねばなりません。一方、持統は年齢・血統・統治経験・資質では申し分ないが、壬申の乱の経験で高市にはるかに劣ります。こういった状況のもとで、持統は迅速に権力を掌握したものの直ちには即位せず、称制してその後の態勢を整えた、と私は見ます。

(ロ) 地位・待遇

ひきつづき三人の皇子の地位・待遇について考えます。史料(F)(G)をご覧ください。

(F) 『日本書紀』天武一四年(六八五)正月丁卯

更に爵位之号を改む。……是日、草壁皇子尊に淨広壹位を授く。大津皇子に淨大貳位を授く。高市皇子に淨広貳

位を授く。川嶋皇子・忍壁皇子に淨大参位を授く。

(G) 『日本書紀』朱鳥元年(六八六)八月辛巳

是日。皇太子・大津皇子・高市皇子に、各封四百戸を加う。川嶋皇子・忍壁皇子に、各百戸を加う。

天武末年の記事ですが、(F)は、冠位改定にあたって、草壁・大津・高市は一段きざみで僅かな差の冠位を授けられています。草壁は筆頭ではあるものの、決して卓絶した地位にはいません。「皇子尊」という草壁に付された特別の尊称も、これが見られるのは、『日本書紀』『続日本紀』および『万葉集』の題詞で、いずれも後世の成立になる史料です。天武一四年の授位時点で草壁が特別扱いであったことを意味するものとはいえません。ましてのちの令制では皇太子は天皇と同様に冠位を超越した地位にあるので、それと比較すると、荒木敏夫氏が明快に指摘したように(荒木一九八五、一七〇頁)、この時点での皇太子制の成立は疑問です。(G)では、三人は全く同額の封戸を得ています。川嶋・忍壁に対する百戸との差の大きさからは、この三人が揃って(同等の)特別な地位にあったことがみえてきます。

次に、有名な吉野誓盟についてみます。

(H) 『日本書紀』天武八年(六七九)五月

吉野宮に幸す。天皇、皇后及草壁皇子尊・大津皇子・高市皇子・河嶋皇子・忍壁皇子・芝基皇子に詔して曰く、「朕、今日汝等と俱に庭に盟いて、千歳の後に事無からしめんと欲す。奈之何」と。……則ち草壁皇子尊、先づ

進みて盟いて曰く、「天神地祇及び天皇、證めたまえ。吾兄弟長幼、并て十余王、各異腹より出たり。然れども同異を別たず、俱に天皇の勅に隨いて、相扶けて忤ること無けん。若し今より以後、此盟の如くにあらずは、身命亡び、子孫絶えん。忘れじ、失たじ」と。五皇子、次を以て相盟うこと先の如し。然して後に天皇曰く、「朕が男等、各異腹に生れたり。然れども今、一母同産の如く慈まん」と。則ち襟を披きて其の六皇子を抱き、因りて以て盟いて曰く、「若し茲の盟に違わば、忽に朕が身を亡さん」と。皇后の盟うこと、且た天皇の如し。

天智の子も含む六人の皇子が次世代の継承候補者、つまり天武からみて「朕が男」として同等であるからこそ、將來の争いをふせぐためにこのような誓盟が必要だったことを示しています。当時、母を異にする皇子たちは一番のライバルです。だからこそ、「異腹（ことばら）」であっても持統が「母」として慈しむ、と誓うことで、異母グループの争いを防ぎつつ、持統を実の母とする草壁の優位を補強したのです。逆にいえば、草壁には母持統を媒介とする権威の補強が必要だった、当然のように突出した地位にいたわけではない、ということなのです。

天智の息子たちにまで天武が「朕が男」と呼びかけるのは、おかしいと感じられるかもしれませんが、これは養子とか擬制的親子関係とかいうことではありません。大平聡氏が概念化され、現在ではほぼ学界での通説ともなっているように、六世紀以降の世襲王権成立過程においては同世代での継承が基本であり、世代内での有資格者がいなくなるのと次の世代にうつるといふ、世代内継承の原則があったと考えられます（大平一九八六、一五頁）。この構造のもとでは、次世代の王子たちはみな「わが子」なのです。このように次世代の継承者を「コ」とみなすことは、実は、王位継承に限ったことではなく、古代の氏族の系譜意識そのものでもありました（義江二〇〇〇、四七頁・二〇一一）

a、一五頁)。

なお、ここでの呼びかけに「皇女」が含まれないことは、皇女が皇位継承から排除されていたことを意味するものではありません。世代内継承では、「緩やかな男子優先」の傾向を伴いつつ男女が継承資格を有していたとされます(大平二〇一二、三三三頁)。のちの八世紀半ばに光明皇后が孝謙に述べたとされる「(男子継承者がいないので)女子の継には在れども(孝謙に)嗣がしめん」との言葉にも明かなごとく、継承候補者群の中で、まず男子、適切な候補者がいなければ女子、というのが当時の通念でした。(H)で草壁の答えた言葉にあるとおり、吉野誓盟の時には「吾兄弟長幼、并て十余王」という状況でしたから、まず皇子たちに結束を呼びかければ良かったのです。こうした状況をふまえると、大津・草壁・高市の死後、まだ天智・天武の諸皇子が多数いるなかで幼い軽を即位させることが、どれほど強引な企てであったかが、よく理解できるでしょう。そのためには、「草壁直系」理念を強力に掲げていかなければならなかったのです。

(2) 『続日本紀』宣命にみる「草壁直系」の登場と強化の進展

(イ) 元明即位宣命

では、草壁が突出した地位にあったものとして扱われ始めるのはいつでしょうか。それは、七〇七年の元明即位宣命に明確にみることができます。史料(I)をごらんください。

(一) 『続日本紀』慶雲四年(七〇七) 元明即位宣命

天皇〔元明〕、大極殿に即位きたまう。詔して曰わく、「現神と八洲御宇倭根子天皇が、詔旨と勅りたまう命を、親王・諸王・諸臣・百官人等、天下公民、衆聞きたまえと宣る。関くも威き藤原宮にあめのしたらしめ、御宇、しし倭根子天皇〔持統〕、丁酉の八月に、此の食國天下の業を、日並所知皇太子〔草壁〕の嫡子、今御宇しつる天皇〔文武〕に授け賜いて並び坐して、此の天下を治め賜い諸え賜いき。是は関くも威き近江大津宮に御宇しし大倭根子天皇〔天智〕の、天地と共に長く日月と共に遠く改るましじき常の典と立て賜い敷き賜える法を、受け賜わり坐して行い賜う事と衆受け賜りて、恐み仕え奉りつらくと詔りたまう命を衆聞きたまえと宣る。……

元明即位宣命では、持統が、天智の定めた「不改常典」にそって、「日並所知皇太子の嫡子」である文武に皇位を「授け賜い、その後も文武と「並び坐」して天下を統治した、その文武からのゆずりで、私元明は即位するのである、と述べられています。ここではじめて、六九七年の文武即位宣命にはなかった「日並所知皇太子(草壁)の嫡子」という文言が登場し、持統の文武への讓位が血統的権威で色づけされ、語り直されます。

群臣推戴システムのもとでは、持統のように実績・資質ある先帝の意志／遺志が、群臣の支持を獲得し、後継者指名を可能にできたのですが、一五歳で即位し、一〇年の治世のちに亡くなった文武には、それだけの権威は備わっていません。文武は、実績や資質を群臣に示すことなく即位した、史上初の天皇だったので。文武の治世の前半は祖母持統太上天皇、持統没後の後半は母阿閉皇太妃が補佐したと考えられます(義江二〇一一b、

一四二頁)。「太上天皇」の権能を天皇と同じとする規定、「皇太妃」の扱いを皇太后と同じとする規定、そして「女帝の子」も男帝の子と同じとする規定は、いずれも大宝令に規定されました。唐令にはない特色です。大宝令制定時に、女帝および女性統治者の権能の法的保障が、現実的で切実な課題であったことがわかります(義江二〇〇九、三三頁)。なお、「不改常典」についてはさまざまな説がありますが、私は、先帝の遺志／意志による継承者指名を内容とし(倉住一九七五、四三頁、佐藤一九七八、一五頁、寺西一九八八、一〇三頁等)、文武即位後に露わになる天智権威の浮上を背景に仮託して言い出されたもの(藤堂一九九八、一二頁、中西二〇〇〇、熊谷二〇一〇、二七頁等)、という理解で良いと考えています。

持統の即位儀で群臣推戴システムからの脱却が企られたとはいっても、その持統の存在をもってすら、軽への讓位に群臣の承認を得る会議の開催が必要だったことは、すでにみた通りです。先帝意志による讓位と、群臣推戴システムとのせめぎ合いが八世紀の皇位継承をめぐる基本的対抗軸だと、私は考えています。この構造のもとで、「弱い」先帝文武からの讓位により元明が即位するためには、先帝文武の権威を補う文言が必要でした。それが「不改常典」の仮託であり、「皇太子の嫡子」という文言の意味だと思っています。

それにしても、文武から元明への讓位を正当化するために、まず「持統が文武に譲り、さらに「並び坐」して共治した」というところから語り始めねばならなかったところに、奈良時代初期における持統の権威の絶大さを見る事ができます。

(ロ) 聖武即位宣命

さらに、七二四年の聖武即位宣命になると、文武から元明への譲りの意味が、「文武が息子の聖武に賜った天下を、

まだ若かったので、元明に授けたのだ」と、元明即位の時にはなかった文言によって語り直されます。まさに文武から聖武へという、父子直系継承理念を示すものですが、それは後からの意義づけ、語り直しであることをしっかりとみておきたいと思います。女帝「中継ぎ」論を確立したとされる井上光貞氏によれば、「中つぎの天皇」とは「必ず皇位につくことを約束された」皇嗣にかわって「権宜の処置」として即位した天皇のことです（井上一九六四、二四〇頁）。けれども、持統即位時点で草壁が皇嗣として確定したことを示す史料、元明即位時点で将来の聖武への即位が確定していたことを示す史料は存在しません。史料批判を厳密に行うと、逆に、それらが持統即位後、元明即位後に登場する理念であることが見えてきます。私が、いわゆる「中継ぎ」論に深い疑問を抱く所以です。

(3) 草壁賞場の展開

(イ) 万葉歌にみる草壁賞場の始まり

草壁を称揚する動きがいつごろからでてくるかを万葉歌でたどると、一六七番（史料D）の「日並皇子尊の殯宮の時に、柿本朝臣人麻呂が作る歌」（六八九年作）では、天武の事績の賞讃が歌の大半をしめ、草壁の事蹟についての具体的言及はありません。また、詞書では「日並皇子尊」ですが、歌そのものの中では「皇子之命」です。神野志隆光氏の考察によれば、六九二（持統六）年頃の作かとされる四九番歌で、軽皇子の狩りの歌とつなげて、はじめて「日並の皇子の尊」（日双斯皇子命）という、「日があいならぶような」特別の存在として草壁を称える表現が歌の中に登場します（神野志一九八一、六二頁）。つまり、宮廷歌人柿本人麻呂による草壁称揚は、草壁の死後、息子軽の権威を高める一環として始まるのです。こうした万葉歌にみる変化は、六八一（天武一〇）年とされる草壁立太子記

事への疑問、および七〇七年の元明即位宣命ではじめて「日並所知皇太子の嫡子」という文言が登場する、という先程指摘したことと整合的であることが、理解していただけたと思います。

(ロ) 『日本書紀』における草壁の事績

ひるがえって『書紀』が記す草壁の事績を年表風に示すと、次のようになります。

六七九(天武八) 吉野で、六皇子を代表して誓盟

六八一(天武一〇) 二月、皇太子となり、万機を摂す

六八六(朱鳥元) 天下の大小事は、皇后・皇太子に啓せ

六八七(持統元) 公卿以下を率い、天武殯宮での慟哭の繰り返し。大内陵築造

六八九(持統三) 死

「皇太子」という、『書紀』編纂時の潤色を取り去ってみると、天武の殯宮で慟哭を繰りかえした、という以外の事績はほとんどみられません。

(ハ) 天皇号追号まで

同様に、草壁称揚の実際の過程を年表としてまとめると、次のようになります。

(六九二年頃から万葉歌の世界で人麻呂が「日並」賞揚をはじめ)

七〇一(大宝元) 大宝令により阿閉「皇太妃」(草壁を準天皇とみなした、その妃Ⅱ現天皇生母の尊号)

七〇七(慶雲四) 「日並知皇子命」を天皇に準じて国忌の対象とする

元明即位宣命で「皇太子」と明言

七二〇（養老四） 『日本書紀』奏上 その中に天武一〇年の草壁「皇太子」記事

七五九（天平宝字二） 「岡宮御宇天皇」と追号

七六二（天平宝字六） 「御祖太皇后」（光明）が即位前の孝謙に語った言葉として、「岡宮御宇天皇の日嗣はかくて絶えなんとす。女子の継にはあれども（孝謙に）嗣がしめん」を、孝謙が群臣に示す

万葉歌での人麻呂による草壁賞揚の始まりを承けて、七〇一（大宝元）年には、できたばかりの大宝令により、母阿閉が「皇太妃」の公的地位を得ます。「皇太妃」というのは、令の規定では、先帝のキサキで現天皇生母である女性に対する尊号です。草壁は天皇ではなかったのに、阿閉がこの尊号を得たことは、草壁を天皇に準じる地位にあったとみなす、という政権中枢部の意向が公的に宣布されたこととなります。七〇七（慶雲四）年、文武の死の二か月前に、「日並知皇子命」を天皇に準じて国忌の対象とし、同年七月の元明即位宣命で、草壁は「皇太子」だったと明言されました。そして、七二〇（養老四）年奏上の『日本書紀』に、天武一〇年二月に草壁を「皇太子」とし国政をゆだねた、と書き込まれたのです。この記事を天武一〇年当時の史実とみることの危うさ、ましてや律令編纂を命じる詔のあとに、「是日：」としてこの記事が付載されることをもって、律令編纂事業と立太子の密接を論じることの危うさが、納得されるでしょう。さらに七五九（天平宝字二）年、遂に草壁は「岡宮御宇天皇」と追号されました。七六二（天平宝字六）年に群臣に対して示された、聖武の皇后である光明が娘の孝謙にかつて語ったとされる、「岡宮御宇天皇の日嗣はかくて絶えなんとす。女子の継にはあれども汝に嗣がしめん」という言葉は、『草壁直系皇統』説の典拠としてよくひかれます。しかしそれは、即位宣命の変化と同様に、草壁賞揚の歴史的過程を把握しない、跡づけ権威・語り直しの文言に基づく立論であって、史料批判を欠如させたものといわざるを得ません。本来ならば充

分に皇位継承資格を有する天武の孫世代の皇子たちに対抗して、藤原氏と密着することで皇権を護持するしかなく、た聖武、そして光明皇后にとっては、まさに「草壁直系皇統」の主張こそがよりどころだったでしょうが、それを持統即位時点での君臣に共有された皇統理念とみることは、到底できません。

三 皇位継承論と双系社会論の交差するところ

以上に述べたように、私は「草壁直系皇統」を七世紀末の時点での自明の観念とみることに、多大の疑問をもっています。したがって、持統をはじめとする古代の女帝たちを、父系直系継承実現のための「中継ぎ」だったとみることも、賛成できません。従来の直系継承論・女帝「中継ぎ」論は、皇位継承の各局面の政治史的考察にとどまり、広く日本の古代社会全体の中で女帝の位置を考えてこなかった点に大きな問題がある、と私は考えています。そこで最後にそのことを、三点に絞って簡単に述べたいと思います。

(一) 六世紀以降の世襲王権の形成と父系近親婚

世襲王権の成立は六世紀以降で（大平二〇〇二）、この時期には、異母兄妹婚をはじめとする濃密な父系近親婚が頻繁にみられます。これは、よく言われるような神聖王権を築きあげていくための特殊事例ではありません。七～八世紀の伴氏や藤原氏などにも共通してみられる特色です（西野一九八二、一二九頁）。日本の古代社会は、父方・母方の双方から政治的地位や財産をうけつぐことのできる、双系社会でした（吉田一九八三、明石一九九〇等）。父系近親婚を行えば、双系的社会の継承・相統理念に沿いつつ、当時の文明モデルであった中国風の父系理念への転

換、父系氏族の形成が、長い時間をかけてゆるやかに実現していくこととなります。異母兄妹婚は、王権周辺においても氏族層においても、九世紀前半ごろまで継続します。中国の皇位継承が父系直系であり、皇太子による継承であることは、日本の支配層も早くから十分に認識していたでしょう。しかし、双系的社会の基盤の上に成り立つ王権にとって、この中国流理念を導入することは、一朝一夕にできることではありませんでした。その長い模索の歴史として六〜九世紀の皇位継承を位置づける視点で、王権論の進展のためにも必須です。

(2) 宮経営を媒介とする豪族との人格的結合

女帝の即位は、血統的条件だけで決まるものではなく、当時の即位要件である年齢・資質を備え、それを群臣に示すことが必要でした。その基盤として考えるべきは、双系的社会の特色である男女均分相続の慣行です。これによって主要な男女のミコは、それぞれがミコの宮をもち、氏族出身のキサキであれば、氏族の上層メンバーとして得た自分のヤケがキサキの宮となり、その宮の経営を自ら行うこととなります。

例えば、蘇我系のキサキを母とする額田部(↓推古)は、異母兄敏達のキサキとなり、三輪山麓の海石榴市にキサキの宮を営みます。海石榴市宮は「別業」といわれる独立した経営体でした。敏達の死後、殯宮に籠もっていた額田部は異母弟の穴穂部に襲われますが、その急場を海石榴市宮付近を本拠とする三輪君逆に救われます。穴穂部に追われた逆は、海石榴市宮に逃げ込みますが、結局殺されてしまいました(『日本書紀』用明元年)。宮経営を媒介とするキサキと豪族の強い絆がうかがえます。推古が即位したのは、母方の蘇我氏のヤケの一つであったと思われる向原豊浦宮で、『元興寺縁起』では母方の祖父である蘇我稲目がキサキの宮として「分け奉れる家」とされています。キサ

キの宮と大王（天皇）の宮は空間的に別所にあり別経営、というのが八世紀後半にいたるまでの大きな特色でした（三崎一九八八、二二頁）。

その後、大王としての力をつけた推古は、豊浦宮の東方にそれまでとは隔絶した規模と設計の小墾田宮を造営し、そこに隋からの使者裴世清を迎えます。蘇我氏系の（ヒメ）ミコとして、「朕は蘇何より出たり」との自己認識を持ち、蘇我氏のヤケの一つを継承した推古は、キサキとなり、さらに大王となることで、自己の宮の経営を発展・拡充していき、政治的達成の拠点としましたのです。それが蘇我氏にとっても大きな経済的・政治的メリットをもたらすものだったことは、他言を要しません。小墾田宮はその後、王権にとって最重要の宮の一つとなり、七世紀後半から本格化する飛鳥一帯の京城構想の北の起点として、八世紀にも存続しました（義江二〇〇九、五三頁）。

男女のミコの宮、キサキの宮には、中央・地方の豪族男女がトモとして出仕し、主人たるミコ・キサキとの間に強い人格的関係を築いていきます（仁藤二〇〇五、一〇〇頁、伊集院二〇一二、一一頁）。こうした人格的絆は、制度的支配機構の未熟な段階ではきわめて大きな意味をもち、王位継承に際して群臣の支持を得ることにつながっています。宮の経営や豪族との人格的関係の構築を通じて、王たり得る資質・経験がつかわれ、群臣に示されるのです。

もう一例、阿閉皇太妃（↓元明）についてみてみましょう。藤原京の発掘で、「皇太妃宮職」「御名部内親王宮」という木簡が見つかっています。阿閉と御名部は天智の蘇我系キサキを母とする同母姉妹で、即位直後の緊張に満ちた元明を、御名部が「わご大君 物な思ほし 皇祖神の つぎて賜へる われ無けなく」と励ました応答歌（『万葉集』七六番・七七番）が有名です。御名部は高市の妻、長屋王の母です。皇位に極めて近い位置におり、右の歌にも

その自負がみてとれるかのようです。その一方が「皇太妃宮職」、他方が「内親王宮」と記されるのは、何を意味しているのでしょうか。大宝令で親王と内親王の別がさだまり、品位に応じた公的家政機関「宮」が設定されます。国家から封戸等を支給され、手足となって運営するための下級官人も派遣されます。阿閉は草壁のキサキ、御名部は高市のキサキで、自らも天智の娘として血統的には同等ですが、阿閉は文武天皇の生母として、大宝令に規定された「皇太妃」の地位を得ます。「皇太妃宮職」は、皇后のために設けられる「中宮職」（皇后宮職）の一種で（春名一九九一、四〇頁）、国家機関・王権機構の一つです。たんなるミコ／（ヒメ）ミコの宮ではありません。二人の宮の基盤には、蘇我系キサキである母から受け継いだ拠点としてのヤケがあったかもしれませんが、阿閉は、皇太妃となり、皇太妃宮職という王権の一翼を担う国家機構を動かすことで政治実績を積み、七年後の文武の死の直後には、「遺詔により万機を摂る」という太上天皇並の「詔」を発することができたのです（義江二〇〇九、四〇頁）。

（3）群臣推戴システムと女帝

そもそもが世襲王権ではなく、世襲になってのちも血統的条件で自動的に継承順位が決まっていたわけではありませんでした。複数候補者の中から群臣が王を「えらぶ」のですが、その際に、年齢・資質がもっとも重視されたということは、同世代で同条件ならばまず男が優先するが、世代・年齢・資質が勝れば女がえらばれる、つまり、日本古代の群臣推戴システムとは、群臣が女を王に「えらぶ」ことを可能とするシステムだった、ということです。

以上のように、「父系継承」を自明視せず、長期にわたる文明化（中国化）の一環として「父系継承」実現までの

長い過程をとらえること、皇位継承論を個別の政治史分析におわらせず、双系的社会という基盤のあり方とその変容の中に位置づけることが、王権研究には必要であり、本日のテーマである持統王権論も、その文脈に沿うものでなければならぬ、と考えます。

大平聡氏は、一九八六年の「日本古代王権継承試論」において、「王権自体は王の下への支配階級の結集のしかた、そこに形成される支配階級内部の秩序、それを土台にして行われる支配の形態、具体的には統治機構の歴史的発展といった種々の要因に規制されてその内容を変化させていった」「王権継承の問題を、王権の基盤たる階級結集の形態と切り離してしまったなら、王権継承は天皇家内部の特殊な事情による後継者問題に矮小化されてしまうことになりかねない」と述べていられます（大平一九八六、五頁）。この大平氏の提言を導きの糸として、私は自分の系譜研究と女性史研究を結びつけつつ、双系的社会・首長制社会の中から世襲王権が形成されてくる過程、その中で女帝輩出の必然性と終焉、という問題を考えてきました。

二〇〇二年の「古代女帝論の過去と現在」において、持統の権力掌握を「篡奪」ととらえたこと（義江二〇〇二、三四頁）については、その後、さまざまにご批判を受けました。私がそこで「篡奪」としたことの意味は、まず何よりも、①草壁直系皇統維持のための予定調和的即位とみる通説への疑問を提起し、持統の意志による実力奪取だった、ということを強調する点にありました。そして、②こうした実力による権力奪取は、実は倭王権以来の正当な行動であり、その意味では持統はまさに正統な王者だった、としたのです。③しかし、ただちに群臣の承認を得るには困難な状況（弱点）があり、それゆえに、称制後、壬申の乱の記憶の「篡奪」により、即位を正当化しなければならなかったのだ、と考えます。この二重の意味で、持統以後の、律令国家制度の頂点にたつ王権、先帝意思による讓位

をルール化するに至った王権からみれば、持統は、実力奪取＋群臣の支持という、王の人格に依存した王権構造の最後の体现者であり、同時に（若年の孫文武への譲位によって）そこからの体制的転換を成し遂げた王だった、ということになります。以上で私の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〈参考文献〉

〔初出〕

〔所収〕

- 明石一紀 一九九〇 『日本古代の親族構造』 吉川弘文館
- 荒木敏夫 一九八五 『日本古代の皇太子』〔古代史研究選書〕 吉川弘文館
- 伊集院葉子 二〇一二 「髪長媛伝承の「喚」——地方豪族の仕奉と王権」『続日本紀研究』四〇〇
- 井上光貞 一九六四 「古代の女帝」『井上光貞著作集』一 岩波書店、一九八五年
- 榎本淳一 二〇一一 「東アジア世界」における日本律令制」大津透編『律令制研究入門』名著刊行会
- 遠藤みどり 二〇一〇 「持統讓位記事の「定策禁中」について」『川内古代史論集』七
- 大隅清陽 二〇〇八 「大宝律令の歴史的位相」大津透編『日唐律令比較研究の新段階』山川出版社
- 大平 聡 一九八六 「日本古代王権継承試論」『歴史評論』四二九
- 大平 聡 二〇〇二 「世襲王権の成立」鈴木靖民編『日本の時代史2 倭国と東アジア』吉川弘文館
- 大平 聡 二〇一二 「女帝・皇后・近親婚」鈴木靖民編『日本古代の国家形成と東アジア』吉川弘文館
- 熊谷公男 二〇〇二 「持統の即位儀と「治天下大王」の即位儀礼」『日本史研究』四七四
- 熊谷公男 二〇一〇 「即位宣命の論理と「不改常典」法」『歴史と文化』四五
- 倉住靖彦 一九七五 「いわゆる不改常典について」『九州歴史資料館研究論集』一
- 神野志隆光 一九八一 「日双斯皇子命」をめぐって」『論集上代文学』一一、笠間書院

- 神野志隆光 一九九七 「神話テキストとしての即位宣命」『説話論集』六、清文堂出版
- 神野志隆光 一九九九 『古事記と日本書記』〔講談社現代新書〕
- 佐藤宗諱 一九七八 「元明天皇論」『古代文化』三〇—一
- 鈴木靖民 二〇〇八 「日本律令の成立と新羅」『倭国史の展開と東アジア』岩波書店、二〇一二年
- 寺西貞弘 一九八八 「古代皇位継承論再説」『古代天皇制史論—皇位継承と天武朝の皇室—』創元社
- 藤堂かほる 一九九八 「天智陵の营造と律令国家の先帝意識」『日本歴史』六〇二
- 直木孝次郎 一九六〇 『持統天皇』〔人物叢書〕吉川弘文館
- 中西康裕 二〇〇〇 「「不改常典の法」と奈良時代の皇位継承」『続日本紀と奈良朝の政変』吉川弘文館、二〇〇二年
- 西野悠紀子 一九八二 「律令体制下の氏族と近親婚」『女性史総合研究会編』『日本女性史』一、東京大学出版会
- 仁藤敦史 二〇〇三 「古代女帝の成立」『古代王権と支配構造』吉川弘文館、二〇一二年
- 仁藤敦史 二〇〇五 「トネリと采女」『同右』
- 春名宏昭 一九九一 「皇太妃阿閉皇女について——令制中宮の研究——」『日本歴史』五一四
- 三崎裕子 一九八八 「キサキの宮の存在形態について」『総合女性史研究会編』『日本女性史論集2 政治と女性』吉川弘文館、一九九七年
- 溝口睦子 一九九〇 「神祇令と即位儀式」『黛弘道編』『古代王権と祭儀』吉川弘文館
- 吉村武彦 一九八九 「古代の王位継承と群臣」『日本古代の社会と国家』岩波書店、一九九六年
- 義江明子 二〇〇〇 『日本古代系譜様式論』吉川弘文館
- 義江明子 二〇〇二 「古代女帝論の過去と現在」『岩波講座天皇后と王権を考える7 ジェンダーと差別』岩波書店
- 義江明子 二〇〇九 『泉犬養橘三千代』〔人物叢書〕吉川弘文館
- 義江明子 二〇一一 a 『古代王権論 神話・歴史感覚・ジェンダー』岩波書店

- 義江明子 二〇一 b 「元明天皇と奈良初期の皇位継承」『高岡市萬葉歴史館叢書』二一
義江明子 二〇一四 『天武天皇と持統天皇』〔日本史リブレット人〕山川出版社
吉田 孝 一九八三 『律令国家と古代の社会』岩波書店